

福岡市保健環境研究委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市保健環境研究所（以下「研究所」という。）が実施する調査研究が、市民の健康を守り生活環境を保全するため有益で効果的になるよう、客観的かつ専門的な立場から指導・助言等を行うことを目的として、「福岡市保健環境研究委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 調査研究に関する提言
- (2) 調査研究に関する指導・助言
- (3) 調査研究に関する評価
- (4) その他調査研究に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第8条 委員会は、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健環境研究所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

施行日の前日在任していた委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、終期を令和5年5月31日とする。